

鵜沼第一地区社会福祉協議会 会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、鵜沼第一地区社会福祉協議会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会 定款第1条による事業の内、地域に適応した福祉活動を行い、地域ぐるみで住みよいまちづくりに努力することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する調査、研究
- (2) 地域に適応した社会福祉事業の計画と実施
- (3) 社会福祉に関する広報、宣伝、啓発
- (4) 関係機関、団体との連絡、調整
- (5) 地域内で各種団体が行う福祉活動への援助
- (6) 地域内の生活課題を受け止め、解決に向けた取り組み
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会 会員で、鵜沼第一自治会連合会内に居住又は、事業所を有する者とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 評議員 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 |
| (6) 福祉推進員 | 2名 |

(役員を選出)

第6条 会長・副会長は理事会において理事の中から互選する。

- 2 理事は自治会長・民生委員児童委員並びに社会福祉に熱意のある者をあてる。
- 3 評議員は、各分野から選出された、次の住民代表によって構成する。
 - (1) 自治会長
 - (2) 民生委員児童委員
 - (3) 社会福祉に熱意のある者
 - (4) 子供会育成会役員
 - (5) シニアクラブ役員
 - (6) 近隣ケアグループ代表
 - (7) 障がい者団体役員
 - (8) ボランティアハウス代表
 - (9) 生活支援ボランティアグループ代表
 - (10) その他
- 4 監事は、評議員会において、評議員の中から互選する。
- 5 福祉推進員は、社会福祉に熱意のある者から会長が推薦し、理事会において選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とし、福祉推進員任期は、2年とする。ただし役員再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行なう。
- 4 役職をもって役員になった者の任期は、在任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長が執行する組織運営を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ定めた順位による副会長がその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し会務を執行する。
- 4 評議員は、評議員会を組織し、第14条2項に定める事項を審議する。
- 5 監事は、本会の会務並びに会計の執行状況を監査する。
- 6 福祉推進員は、会長が執行する業務運営を補佐し、事業活動を推進する。

(会計)

第9条 本会に会計を置く。

- 2 会計は、福祉推進員の中から選出して、会長が委嘱する。
- 3 会計は、本会の経理にあたる。

(事務局)

第10条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局は、福祉推進員をもってあて、本会の庶務を行なう。

(顧問)

第 11 条 本会に顧問(若干名)を置くことができる。

2 顧問は会長が委嘱し、理事会の諮問に応ずるものとする。

(会議)

第 12 条 会議は、理事会・評議員会・委員会及び総会とする。

2 会議は、会長が招集する。

3 会議は、出席した役員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(理事会)

第 13 条 理事会に議長を置き、会長をもって、これにあてる。

2 理事会は次の事項を審議する。

(1) 事業の方針並びに運営に関する事項

(2) 総会に付議する事項

(3) その他、会長が付議した事項

3 理事会は、役員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(評議員会)

第 14 条 評議員会に議長を置き、その都度評議員の互選で定める。

2 評議員会は、次の事項を審議する。

(1) 地区社協の方針に関する事項

(2) 事業計画並びに収支予算

(3) 事業報告並びに収支決算

(4) その他、会長が必要と認めた事項

(委員会)

第 15 条 本会に、委員会を置くことができる。

(総会)

第 16 条 本会は、毎年 1 回以上総会を開くものとする。ただし、理事会と評議員会の合同会議をもって総会にかえることができる。

2 総会に議長を置き、会長をもって、これにあてる。

3 総会は、次の事項を審議する。

(1) 地区社協の方針に関する事項

(2) 事業計画並びに収支予算

- (3) 事業報告並びに収支決算
- (4) 会則等の制定及び改廃
- (5) その他、会長が必要と認めた事項

(経費)

第 17 条 本会の経費は、次に掲げる収入をもってあてる。

- (1) 社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会からの地区社協交付金
- (2) メニュー事業による助成金
- (3) 地区運営費助成金
- (4) 寄付金及びその他の収入

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会則の変更)

第 19 条 この会則は、総会の出席者の 3 分 2 以上の議決を経て変更することができる。

(委任)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、地区社協の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- この会則は、昭和 62 年 5 月 20 日より施行する。
- この会則は、平成 10 年 5 月 10 日より施行する。
- この会則は、平成 27 年 5 月 23 日から施行する。